

徳島県告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画道路事業三・四・三二号住吉万代園瀬橋線

徳島東部都市計画道路事業三・四・三〇号昭和町大道線

三 事業施行期間

平成二十三年十一月十四日から

令和九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし